

# 山梨県林業・木材産業構造改革事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、林業・木材産業の構造改革を図るため、山梨県林業・木材産業対策協議会が行う林業・木材産業構造改革事業の推進に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において林業・木材産業構造改革事業とは、市町村等が県の補助金の交付を受けて行う林業・木材産業に係る施設及び機械の整備（別表1の事業メニューに限る。）に関する事業をいう。

(経費及び補助率)

第3条 第1条に規定する経費及び補助率は、別表2に掲げるとおりとする。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第4条の規定による補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書を添付して、別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 別表2の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、知事に変更承認申請書(第2号様式)を提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのないとき(遂行が困難になったときを含む。)は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業に関する関係書類を事業完了の翌年度から起算して5年間整備保存すること。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、年度の各四半期(第4・四半期を除く。)末日現在における補助事業の遂行状況報告書(第3号様式)を当該四半期の最終月の翌月10日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、規則第12条の規定による実績報告書(第4号様式)を知事に提出するものとする。

- 2 簡易課税事業者又は免税事業者として補助金交付申請を行った補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際、消費税及び地方消費税の申告を行った場合は「消費税及び地方消費税の申告書」の写しを添付しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、事業完了後交付する。ただし、知事が必要と認めたときは概算払いをすることができる。

- 2 補助金の概算払いを受けようとする補助事業者は、補助金概算払請求書(第5号様式)を知事に提出するものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成2年10月11日から施行し、平成2年度事業から適用する。
- 2 変更前の山梨県林業構造改善事業費補助金交付要綱により知事に提出した書類は、この要綱により提出したものとみなす。
- 3 この要綱は平成4年6月5日に一部改正を行い、平成4年度から適用する。
- 4 この要綱は平成7年12月1日に一部改正を行い、平成7年度から適用する。
- 5 この要綱は平成9年6月20日に一部改正を行い、平成9年度から適用する。
- 6 この要綱は平成10年7月10日に一部改正を行い、平成10年度から適用する。
- 7 この要綱は平成13年6月12日に一部改正を行い、平成13年度から適用する。
- 8 この要綱は平成14年4月8日に一部改正を行い、平成14年度から適用する。
- 9 この要綱は平成16年8月10日に一部改正を行い、平成16年度から適用する。
- 10 この要綱は平成18年4月1日に一部改正を行い、平成18年度から適用する。
- 11 この要綱は平成20年8月1日に一部改正を行い、平成20年度から適用する。
- 12 この要綱は平成24年11月1日に一部改正を行い、平成24年度から適用する。
- 13 この要綱は令和4年8月19日に一部改正を行い、令和4年度から適用する。

別表 1

区分	事業メニュー
林業・木材産業に係る施設及び機械の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高性能林業機械等の整備</li> <li>・コンテナ苗生産基盤施設等の整備</li> <li>・木材加工流通施設等の整備</li> <li>・木質バイオマス利用促進施設の整備</li> <li>・特用林産振興施設等の整備</li> <li>・木造公共建築物等の整備</li> </ul>

別表 2

区分	補助対象経費	補助率	重要な変更
林業・木材産業構造改革推進事業	<p>山梨県林業・木材産業対策協議会が林業・木材産業構造改革事業の推進（経営管理指導等）を行うのに要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 報償費</li> <li>2 旅費</li> <li>3 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等）</li> <li>4 役務費（通信運搬費、保険料等）</li> <li>5 委託料</li> <li>6 使用料及び賃借料</li> </ol>	10分の5以内	補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%を超える額を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に影響する事業計画の変更で交付決定を受けた補助金の増額又は20%を超える減額

山梨県知事 殿

申請者 住所  
氏名 氏名 印

年度林業・木材産業構造改革事業補助金交付申請書

年度において次のとおり事業を実施したいので、山梨県林業・木材産業構造改革事業補助金交付要綱第4条の規定により補助金 円を交付されたく申請します。

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業主体の名称等

名称及び所在地	主な役職員	団体の主な事業

(2) 経営管理指導計画（実績）

区 分	回 数	地 域 数	主な指導内容

(3) 経営管理専任指導員研修計画（実績）

氏名・所属	開催時期	回 数	備 考

(4) 研修会の開催計画（実績）

開催時期	回 数	研修内容

(5) 経費の配分

区 分	事業費	経費の内訳		備 考
		県補助金	その他	
	円	円	円	
計				

3 事業完了（予定）年月日

4 収支予算（精算）

(1) 収入

区 分	予算額（精算額）	備 考
県 補 助 金 市 町 村 費 そ の 他 計	円	

(2) 支出

区 分	予算額（精算額）	積算の基礎
経営管理指導 現地指導 一般 濃密 緊急経営指導 経営管理研修会 計	円	

5 添付資料

(1) 総会の資料

(2) その他知事が必要と認める書類

山梨県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印

年度林業・木材産業構造改革事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった林業・木材産業構造改革事業補助金について、次のとおり計画を変更したいので山梨県林業・木材産業構造改革事業補助金交付要綱第5条の規定により、承認されたく申請します。

1 変更の理由

2 変更事業計画の内容

- (注) 1 変更項目ごとに補助金交付申請書の様式に変更計画を下段に、当該変更にかかる部分については上段に括弧書きで当初計画を記載するなど、変更前と変更後の内容が容易に対比出来るように作成する。  
2 変更設計書及び計画説明書を添付する。

第3号様式

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者 印

年度林業・木材産業構造改革事業遂行状況報告書

このことについて、山梨県林業・木材産業構造改革事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり報告します。

事業計画		実施状況		備 考
事業費	県補助金	事業費	出来高	
円	円	円	%	



第4号様式

番 年 月 日 号

山梨県知事 殿

補助事業者 印

年度林業・木材産業構造改革事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあったこの事業について、次のとおり完了したので山梨県補助金等交付規則第12条に基づきその実績を報告します。

(以下、第1号様式に準じて作成する。)

山梨県知事 殿

補助事業者 印

年度林業・木材産業構造改革事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの山梨県林業・木材産業構造改革事業補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現金 指定金融機関名
- (2) 口座振替 振込先銀行名 預金種目 (当座・普通)
- 口座名 No.

(注) 事業に伴う資金の需要状況が明らかになる書類を添付する。